3 (1) アルゼンチン共和国政府は、この書簡の附属書Ⅰに規定する算定方式の算式に従って算定される(2)に規定する利子を債権者に支払う。

(2) (a) 2(4)(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に規定する各弁済期日において、繰延商業債務の残額に対して年三パーセントの率の利子（以下「基本利子」という。）が課され、当該弁済期日に支払われる。

(b) 2(4)(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に規定する各弁済期日において、繰延商業債務の二十三・二一八〇四パーセントの額（以下「目標支払額」という。）の各弁済期日における累積額と二千十四年五月一日から当該弁済期日までに実際に支払われた繰延商業債務の額の総計との差額に対して年四・五パーセントの率の利子（以下「補償利子」という。）が課され、それぞれ当該弁済期日の一年後に支払われる。各弁済期日において、目標支払額が前回の弁済期日における繰延商業債務の残額を超える場合には、当該弁済期日における目標支払額は当該前回の弁済期日における繰延商業債務の残額に置き替えられる。

(c) 二千十九年五月三十一日以後、繰延商業債務の残額並びに弁済期日が到来し、かつ、未払の基本利子及び補償利子の総額に対して年九パーセントの率の利子（以下「最終利子」という。）が課される。二千十九年の後、最終利子は毎年五月三十日に支払われ、毎年元加される。

4 繰延商業債務の総額並びに二千十九年五月三十日以前に生じた基本利子及び補償利子が当該期日までに完全に支払われなかった場合には、繰延商業債務の残額並びに既に生じた未払の基本利子及び補償利子は二千十九年五月三十一日に支払われる。ただし、二千十八年五月三十日から二千十九年五月三十日までに生じた補償利子は、二千二十年五月三十日に支払われる。

5 関係債権諸国政府（日本国政府を含む。）が延滞清算に関するアルゼンチン共和国との共同宣言に従ってアルゼンチン共和国政府が債務を履行していないとみなすことを決定した場合には、日本国政府が指定した日（以下「違反日」という。）における繰延商業債務の残額並びに既に生じた未払の基本利子及び補償利子は違反日に支払われること並びに当該額に対して年九パーセントの率の利子がこの書簡の附属書Ⅱに規定する算定方式の算式に従って算定される適当な調整を加え二千十四年五月一日から違反日まで遡及して課されることが了解される。

6 支払われる利子については、アルゼンチン共和国の全ての租税及び課徴金が免除される。

7 当初の契約の条件のうち、延滞清算に関するアルゼンチン共和国との共同宣言に従って作成されたこの書簡において特に言及されていない又はこの書簡により実質的に変更されていないものは、関係契約の当事者間で別段の合意がある場合を除くほか、引き続き適用されることが確認される。

8 両政府は、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアルゼンチン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月十五日にブエノスアイレスで

アルゼンチン共和国駐在
日本国特命全権大使　福嶌教輝

アルゼンチン共和国
経済・財政大臣　アクセル・キシロフ閣下

附属書Ⅰ

1 繰延商業債務に対する基本利子の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：基本利子
A：繰延商業債務の残額
D：繰延商業債務が決済されないままに経過した日数
R：年三パーセント

（注）

(1) (a) 二千十五年五月三十日における最初の基本利子の支払に関し、二千十四年五月一日から繰延商業債務の最初の支払が実際に行われた日の前日までの間（両期日を含む。）においては、年三パーセントの率の利子が最初の支払の前の繰延商業債務の総額に対して課される。

(b) 繰延商業債務の最初の支払が実際に行われた日から二千十五年五月三十日の前日までの間（両期日を含む。）においては、年三パーセントの率の利子が繰延商業債務の最初の支払の後の繰延商業債務の残額に対して課される。

(2) 引き続き行われる基本利子の支払に関し、Dは、繰延商業債務の前回の支払の日から次の支払の前日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。

(3) 二千十九年五月三十日における最後の基本利子の支払に関し、Dは、当該支払に先立つ支払の日から二千十九年五月三十日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。

2 補償利子の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：補償利子
A：目標支払額の各弁済期日における累積額から二千十四年五月一日から当該弁済期日までに実際に支払われた繰延商業債務の総計を減ずることにより算定された額
D：繰延商業債務の前回の支払の日から次の支払の前日までの間（両期日を含む。）の日数
R：年四・五パーセント

（注）

(1) 各弁済期日において、目標支払額が前回の弁済期日における繰延商業債務の残額を超える場合には、当該弁済期日における目標支払額は当該前回の弁済期日における繰延商業債務の残額に置き替えられる。

(2) Aが負の場合、補償利子は零になる。

3 最終利子の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：最終利子
A：繰延商業債務の残額並びに弁済期日が到来し、かつ、未払の基本利子及び補償利子
D：二千十九年五月三十一日から残額が決済されないままに経過した日数
R：年九パーセント

（注）

二千十九年五月三十一日の後の支払の弁済期日は、毎年五月三十日となる。各弁済期日において、前記の算定方式の算式を準用し、Iは元加され、Aに追加される。

附属書Ⅱ

違反日における利子の額及びその調整の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365} - (B + C)$$

I：利子の額
A：違反日における繰延商業債務の残額並びに既に生じた未払の基本利子及び補償利子